

【齊紀五】 閏逢闍茂，一年。

■南齊、●北魏 (国会図書館デジタルコレクション・続国訳漢文大成 経子史部 第 8 卷 8-189p)

## 高宗明皇帝上建武元年 (甲戌, 494年)

(明帝諱は鸞、字は景栖、小字は玄度、高帝の兄始安の貞王道生の子)

### 【鬱林王は側近横暴で、追い込まれる】

■春，正月，丁未（1日），改元して隆昌とす。大赦す。

■西昌侯鸞は晋安王子懋の機先を制する 雍州刺史の晋安王の子懋は、主（鬱林王）幼にして時の艱なるを以て、密かに自ら全うする之計を為し、作部（諸州に各々ある器杖の工房）をして仗を造ら令む。征南大將軍の陳顯達は襄陽に屯し（前年北魏の侵入に備えて屯す）、子懋は脅し取って以て將と為さんと欲す。顯達は密かに西昌侯の鸞に啟し、鸞は顯達を征（統は徵）して車騎大將軍と為す。子懋を徙して江州刺史と為し、仍って部曲を留めて助けて襄陽に鎮せ令め、單に白直（諸王に白直隊あり）、俠鞞（車輪軸部分、いずれも親衛隊）を將いて自ら隨わしむ。顯達は襄陽を過ぎ、子懋は謂って曰く、

「朝廷は身をして單身にして而して返ら令む、(8-190p) 身は是れ天王（天下の諸王の意味、北方鮮卑等諸族では天王は一般的でその影響がある）にして、豈に過ぎること爾く輕率なる可きや！今猶ほ二三千人を將して自ら隨へんと欲す、公の意は何如や？」

顯達は曰く、

「殿下は若し部曲を留めざれば、乃ち是れ敕旨に大きく違ふは、其の事は輕からず。且つ此の間の人（襄陽の人）は亦た收用する可くは難し。」

子懋は默然とす。顯達は因りて辭して出で、即ち發して去る。子懋は計は未だ立たず、乃ち尋陽に之く。

■西昌侯の鸞は蕭衍を登用 西昌侯の鸞は將に廢立を謀らんとし、前の鎮西咨議參軍の蕭衍（初め隨王の子隆を鎮西將軍荊州とし、蕭衍を咨議參軍とす）を引いて與に同じく謀る。荊州刺史の隨王の子隆は、性は溫和にして、文才有り。鸞は之を征（統は徵）せんと欲すれども、其の従わざるを恐れる。衍は曰く、

「隨王は美名有りと雖も、其の實は庸劣なり。既に智謀之士は無く、爪牙は唯だ司馬の垣歷生、武陵太守の卞白龍に仗る耳。二人は唯だ利に是れ従い、若し顯職を以て啖（統は啗）わせれば、來ざる有る無からん。

隨王は止だ須らく折簡（短い手紙）する耳。」

鸞は之に従う。歷生を征して太子の左衛率と為し、白龍を游擊將軍と為す。二人は並びて至る。續ぎて子隆を召して侍中、撫軍將軍と為す。豫州刺史の崔慧景は、高、武の舊將なり、鸞は是（統は之）を疑い、蕭衍を以て寧朔將軍と為し、壽陽に戍せしむ。慧景は懼れ、白服して出迎える。衍は之を撫安す。

■辛亥（5日）、鬱林王は南郊に祀す。戊午（12日）、崇安陵を拜す。（鬱林王は文惠太子を追尊して文帝と曰い、陵を崇安、廟を世宗。陵は夾石、今の北峡山、安徽省安慶道桐城県。現・安慶市桐城市）

●癸亥（17日）、魏主は南巡す。戊辰（22日）、比干（中国 殷代の王族。文武丁の子で帝乙の弟。帝辛（紂王）の叔父）の墓（河南省河北道淇県、現・鶴壁市淇県、元衛国の首都・朝歌）を過ぎ、太牢を以て祭り、魏主は自ら祝文を為りて曰く、

「烏呼介士（甲冑の武士）は、胡ぞ我が臣にあらず！」

■ [碁母珍之ら帝側近の横暴] 帝は中書舍人の碁母珍之、朱隆之、直閣將軍の曹道剛、周奉叔、宦者の徐龍駒等を寵幸す。珍之が論薦する所は、事は允とせざる無し。内外の要職は、皆な先ず價を論じ、旬月之間に、家は千金を累す。擅に官物及び役作を取り、詔旨を俟たず。有司は相い語りて、「寧ろ至尊の敕を拒むとも、舍人の命に違ふ可からず。」

と云うに至る。帝は龍駒を以て(禁中の)後閣の舍人と為し、常に含章殿(続による、蓼×)に居り、黄綸の帽を著け、貂裘を被り、南面して案に向かい、帝に代わりて敕を畫す。左右の侍直は、帝と異ならず。

■ [帝の乱脈、鸞を執るのを中止] 帝は山陵(先帝の陵)より之後、即ち左右と微服して市裡に遊走し、好みて世宗(文惠太子)の崇安陵の隧中に於いて塗を擲ち(泥を掛け合って遊ぶ)、跳を賭けて(跳び上がりの高さを競う)、諸々の鄙戯を作し、意を極めて左右に賞賜し、動もすればいて百數十萬に至る。錢を見る毎に、曰く、

「我は昔汝を思うに一枚も得ず、今日は得れども汝を用いるは未だし？」

世祖は錢を聚め上庫(軍用)に五億萬、齋庫(齋内の費用)に亦た三億萬を出づ(以上)、金銀布帛は勝げて計る可からず。(8-181p)鬱林王は即位して未だ期歳あらず(一年以内)、用いる所は盡くるに垂々とす。主衣庫に入り、何后及び寵姫をして諸々の寶器を以て相い投擲して之を破碎せ令めて、用って笑樂と為す。世宗(続による、世祖×)の幸姫の霍氏(李延壽史には霍は文帝の幸姫とす)に蒸し(高貴な先王の妃に通じる)、其の姓を更めて徐と曰う。朝事の大小は、皆な西昌侯の鸞が決す。鸞は數々諫争し、帝は多く従わず。心に鸞を忌み、之を除かんと欲す。尚書右僕射の鄱陽の王鏐が世宗(続による、世祖×)の厚き所為るを以て、私に鏐に謂って曰く、

「公が聞くに鸞が法身(鬱林王の小子)に於けるは如何か？」

鏐は素より和謹なり、對えて曰く、

「臣鸞は宗戚に於いて最長にして、且つ先帝の寄を受ける。臣等は皆な年少にして、朝廷の頼る(続による、損×)所は、唯だ鸞一人のみ、願はくは陛下は以て慮りと為す無かれ。」

帝は退き、徐龍駒に謂って曰く、

「我は公と共に鸞を取るを計らんと欲す、公は既に同ぜず、我は獨り辨ず能わず、且く復た小さく聽さん。」

■ [帝の側近の蕭謚と蕭坦之] 衛尉の蕭謚は、世祖之族子(齊書によれば謚は太祖に於いて絶服の族子たり)也、世祖の郢州に在る(宋の末期に活躍)より、謚は已に腹心為り。即位に及び、常に宿衛を典り、機密之事に、預かり聞かざる無し。征南咨議の蕭坦之は、謚之族人也、嘗て東宮の直閣為り、世宗の知る所と為る。帝は二人の祖父が舊人なるを以て、甚だ親しく之を信じる。謚は急を請いて出でて宿する毎に、帝は夕を通して寐ず、謚還れば乃ち安ず。坦之は後宮に出入りするを得る。帝は褻狎(猥褻)宴游し、坦之は皆な側に在り。帝は酔いて後、常に裸袒し、坦之は輒ち扶け持ちて諫論す。西昌侯の鸞は諫する所有らんと欲し、帝は後宮に在りて出でず、唯だ謚、坦之を遣わして徑ちに進ましむれば、乃ち聞達するを得る。

■ [楊鉞と徐龍駒の誅殺] 何后も亦た淫佚にして、帝の左右の楊鉞(続は珉)を私し、與に寢處を同じくし伉儷(夫婦)の如し。又た帝と相い愛狎し、故に帝は之を恣にす。后の親戚を迎えて宮に入れ、耀靈殿を以て之を處らしむ。齋の閣は通夜洞開し、外内は淆雜し、復た分別する無し。西昌侯の鸞は坦之を遣わして入りて、

「鉞を誅せん」

と奏し、何后は流涕し面を覆いて曰く、  
「楊郎は好年少なり、罪無し、何の枉殺する可きや！」

坦之は耳に付けて帝に語って曰く、

「外間（当事者以外）は並（続は並）びて楊銀と皇后は情有りと雲（続は云）う、事は遐邇（遠近）に彰わる、誅せざる可からず。」

帝は已むを得ず之を許す。俄に敕して之を原し、已に刑を行えり矣。鸞は又た徐龍駒を誅するを啟し、帝は亦た違ふ能わず、而れども心は鸞の益々甚しきを忌む。蕭愼、蕭坦之は帝の狂縦なること日々に甚しく、復た悛改する無きを見、禍の己に及ぶを恐れ、乃ち更に意を回らして鸞に付き、其の廢立を勧め、陰に鸞の耳目と為り、帝は之れ覺らざる也。（2021-1027）

■【乱暴者の周奉叔の誅殺】周奉叔は勇を恃み勢（続は勢）いを挾み、公卿を陵轍（侮り踏みにじる）す。常に單刀二十口を翼（左右に分別）して自ら隨へ、禁闥（宮中の小門）に出入し、門衛は敢えて訶せず。毎に人に語って曰く、

「周郎の刀は君を識らず！」

鸞は之を忌み、蕭愼、蕭坦之を遣（続は無し）わして帝が奉叔を出して外援と為すを説かしむ。（8-192p）己巳（23日）、奉叔を以て青州（宋の泰始中に淮北は北魏領になり、青州を鬱州に治す）刺史と為し、曹道剛を中軍司馬と為す。奉叔は帝に就きて千戸侯を求める。之を許す。鸞は以て不可と為し、曲江の縣男に封じ、食三百戸とす。奉叔は大いに怒り、衆中に於いて刀を攘いて厲色す。鸞は之を説諭し、乃ち受ける。奉叔は辭し畢わり、將に鎮に之かんとし、部伍は已に出でる。鸞と蕭愼は與に敕と稱し、奉叔を（中書）省中に召し、之を毆殺し、啟して云う、

「奉叔は朝廷を慢る。」

帝は已むを獲ず、其の奏を可とす。

■【綦母珍之は誅殺され帝は孤立】溧陽（丹陽郡にあり）令の錢唐の杜文謙は、嘗て南郡王の侍讀（側近）と為り、此より前に綦母珍之を説いて曰く、

「天下の事は知る可し、灰燼粉滅せんは、朝に匪ざれば伊れ夕なり。計を為すに早からず、吾が徒は類無からん矣。」

珍之は曰く、

「計は將に安くに出でんとするや？」

文謙は曰く、

「先帝の舊人は、多く擯斥（排斥）せ見れ、今召して而して之を使い、誰か慊（続は抗）慨せざるや！近ごろ聞くに王洪範は宿衛將の萬靈會等と共に語る、皆な袂を攘いて床（続は牀）を捶（続は搥）てり。君は其れ密かに周奉叔に報じ、萬靈會等をして蕭愼（時に衛軍司馬で宿衛卿を兼ね、宿衛兵を掌る）を殺さ使めば、則ち宮内之兵は皆な我の用いる也。即ち兵を勅しては尚書（雲龍門内）に入れば、蕭令を斬るは、兩都伯（刑の執行人）の力する耳。今大事を擧げるも亦た死し、擧げる事あらざれば亦た死す。二死は等しき耳、社稷に死すは可ならん乎！若し遅れ疑って斷ぜざれば、復た少日にして、録君（鸞は尚書を録す）は敕と稱して死を賜わん、父母の殉（死）と為るは、眼中に在り矣。」

珍之は用いる能わず。鸞が奉叔を殺すに及び、並（続は并）せて珍之、文謙を収め、之を殺す。

## 【洛陽建設と人材登用】

● **「魏の韓顯宗は洛陽建設を上書」** 乙亥（29日）、魏主は洛陽の西宮に如く。中書侍郎の韓顯宗は上書して四事を陳ず、其の一に以て為す、

「竊<sup>ひそか</sup>に聞く輿駕は今夏は三齊を巡らずと、當に中山に（行）幸すべし。往冬は輿駕は鄴に停まりしは、當に農隙之時なり、猶ほ比屋は供奉し、勞費に勝えず。況んや今は蠶<sup>さん</sup>麥は方に急なり、將に何を以てか命に堪えるや！且つ六軍は暑を涉り、癘<sup>らい</sup>（流行病）疫の生ずるを恐れる。臣は願はくは早く北京（平城）に還り、以て諸州の供張之苦を省き、洛都の營繕之役を成さん。」

其の二に以て為す、

「洛陽の宮殿は故基は、皆な魏の明帝の造る所にして、前世は已に其の奢を譏る。今茲營繕すれば、宜しく裁損を加えるべし。又た、頃來北都（平城）の富室は、競いて第捨（続は舍）を以て相い尚<sup>たつと</sup>ぶ。宜しく遷徙に因りて、之の制度を為さん。及び衢路を端廣（広げる）し、溝渠を通利すべし。」

其の三に以て為す、

「陛下之洛陽に還るや、軽く從騎を將いる。王者は闔闔（宮中小門）之内に於いてさえ警蹕<sup>けいひつ</sup>（先払い）を施す、況んや山河を涉履して而して三思を加えざらん乎！」

其の四に以て為す、

「陛下は耳に法音（雅樂）を聴き、（8-193p）目に墳典（三墳五典）を玩<sup>もてあそ</sup>び、口に百辟に對え、心は萬機を慮り、景（日）は昃く而して食し、夜分に而して寝る。加えるに孝思之至り（文明皇后殂して既に日久しけれども、帝は孝思して忘れざるをいう）、時に隨い進（続は無し）みて而して深し。文章之業は、日々に篇卷と成すを以てす。睿（続は叡明）の用いる所、未だ煩と為るに足らずと雖も、然らば神を蓄<sup>おし</sup>み性を養い、無疆之祚を保つ所以に非ざる也。伏して願わくは陛下は垂拱<sup>すいきょう</sup>（衣の袖を垂れ、手をこまぬく、何もしない天下のよく治まる）司契（法規を掌握）して而して天下は治まらんことを矣。」

帝は頗る之を納れる。顯宗は、麒麟（135 卷武帝永明元年）之子也。

● **「顯宗は又た人材登用を上言」** 顯宗は又た上言し、以て為す、

「州郡の貢察（人材登用選挙）は、徒<sup>いたず</sup>らに秀、孝之名有るも、而して秀、孝之實は無し。朝廷は但だ其の門望を檢し、復た彈坐（彈劾し罪に坐す）せず。此くの如くならば、則ち別に門望（門閥の希望の人）を貢せ令めて士人を敘す可し。何ぞ秀、孝之名を冒すを假らん也！夫れ門望の者は、乃ち其の父祖之遺烈にして、亦た何ぞ皇家の益となるや！時に益する者に於いては、賢才而して已む。苟しくも其の才有れば、屠、釣、奴、虜（太公望は朝歌に屠り渭濱に釣す。紂の時箕子は奴となる。周の文王・武王は禮して用いる）と雖も、聖王は以て臣と為すを恥じず。苟しくも其の才に非ざれば、三后（夏商殷）之胤と雖も、阜隸（続は阜隸、賤者）に墜つ矣。議者は或は云う『今世は等しく奇才無し、士を門に取るに若かず』、此れは亦た失うかな矣。豈に世に周、邵<sup>しょう</sup>（春秋時代の晋の地名）無きを以て、遂に宰相を廢する可けん邪！但だ當に其の寸長の銖重<sup>しゅじゆう</sup>（秀でる）する者を校して先ず之を敘すべし、則ち賢才は遺<sup>のこ</sup>る無し矣。」

「又た、刑罰之要は、明當に在り、重さに在らず。苟しくも有罪を失わざれば、捶撻（鞭を垂れる）之薄きと雖も、人は敢えて犯す莫し。若し僥倖す可くを容れれば、參夷之嚴（三族誅滅）と雖も、懲らし禁ずるに足らず。今内外之官は、當時之名を邀めんと欲し、争いて深酷を以て私無しと為し、迭<sup>たが</sup>いに相い敦厲（厳しく勉めるを迫る）し、遂に風俗と成る。陛下は九重之内に居り、人を視るに赤子の如し。百司は萬務之任を分け、下に遇すること億讎（続は仇讎）の如し。是れ則ち堯、舜の止だ一人に、而して桀、紂の千百を以てす。和氣の至らざるは、蓋し此くに於いて由る。謂<sup>おも</sup>うに宜しく百僚に敕を示し、以て元元之命を惠むべし。」

「又た、昔周は洛邑に居り、猶ほ宗周（周の成王は洛に宅し、豊を以て宗周とす。故都を存するなり）を存す。漢は東都に遷り、京兆には尹（長官）に置く。《春秋》之義を案（続は察）ずるに、宗廟有るを都と曰い、無きを邑と曰う。況んや代京は、宗廟山陵の托する所、王業の基とする所にして、其の神郷福地為るは、實に亦た遠き矣、今便ち之を郡國と同じくするは、臣は竊に安ぜず。謂うに宜しく畿を建てて尹を置くことを、一に故事の如くし、本を崇（たつと）び舊を重んじ、萬葉に光示すべし。」

「又、古の者は四民は居を異にし、其の業は専らに志を定めんと欲す也。太祖道武帝は基を創り亂（はら）を撥い、日々に給する暇あらず、然るに猶ほ士庶を分別し、(8-194p) 雜居せ令めず、工伎屠沽は、各々處る（ところ）攸有り。但し禁を科するを設けず、久しく而して混（こん）殺（さかな）す。今聞く洛邑の居民之制は、専ら官位を以て相い従い、族類を分けずと。夫れ官位は常無く、朝に榮えて夕に悴（おとろ）える、則ち是れ衣冠、阜隸（続は皂隸、賤者）は日ならずして同處せん矣。借に一里之内をして、或は歌舞を調習し、或は詩書を講肄（講習）せ使め、群兒を縦ちて其の之く所に隨はしめば、則ち必ず歌舞を棄てず而して詩書に従う矣。然らば則ち工伎之家をして士人の風禮を習わ使むるは、百年にも成り難し。士人之子は工伎の容態に效うは、一朝而して就（な）る。是れを以て仲尼は裡（続は里）仁之美（論語里仁篇に、孔子曰く、里は仁を美と為す。擇びて仁に處らずんば、焉んぞ知を得んと）を稱し、孟母は三徙之訓を勤める。此れ乃ち風俗之原なり、察せざる可からず。朝廷は人士を選ぶ毎に、其の一婚一宦を校して以て升降を為す、何ぞ其の密なる也！地に度りて民を居らしむるに至り、則ち清濁は覺（いらい）を連ねる、何ぞ其れ略なる也！今は遷徙之初めは、皆な是れ公地（遷都の初めはすべて公地）なるに因りて、工伎を分別するは、一言に在り、何の疑う可く有り、而して盛美を闕（か）かん！」

「又、南人は昔淮北之地に有り、自ら中華に比して、郡縣を僑置す。聖化に歸附してより、仍つて而して改めず、名實は交錯し、文書は辨じ難し。宜しく地理の舊名に依りて、一に皆な釐（り）革（かく）し、小なる者は併合し、大なる者は分置すべし、及び中州の郡縣は、昔は戸少きを以て並（続は併）省（河南を得てただ四鎮を置き、郡県の併合多し、南に逃げた者が多い）す、今民の口は既に多く、亦た舊に復す可し。」

「又た、人に君たる者は天下を以て家と為し、私する所有る可からず。倉庫之儲（たくわえ）は、以て軍國之用に供し、功德有る者に非らざるよりは當（続は可）に賜を加えず。在朝の諸貴は、祿を受けて輕からず。比來頒（このごろ）（続は賜）賚（あや）は、動もすれば千を以て計える。若し分けて以て鰥（やもめ）孤獨之民に賜われれば、濟う所は實に多し。今直ちに以て親近之臣と與えるは、殆ど『急（すく）を周いては富めるに継がず』之謂いに非らざる也。」帝は奏を覽じ、甚だ之を善しとす。

●二月、乙丑（50日?）、魏主は河陰に如き、方澤（はか）を規る。

■辛卯（16日）、帝は明堂に祀る。

■司徒參軍の劉學等は魏に聘す。

●丙申（21日）、魏は河南王の干（続は幹）を徙して趙郡王と為し、潁川王の雍を高陽王と為す。（將に河南・潁川を畿内となさんとす）

●壬寅（27日）、魏主は北を巡る。癸卯（28日）、河を濟る。

●[魏の遷都の議論続く] 三月、壬申（27日）、平城に至る。群臣をして更に遷都の利害を論じ、各々其の志を言わ使む。燕州（魏は洛を営み、司州とし、平城の司州を恒州とし、恒州の東部を分けて燕州を置き、昌平に治す。京兆昌平県、現・北京市昌平区）刺史の穆羆は曰く、

「今四方は未だ定まらず、(8-195p) 未だ宜しく遷都するべからず。且つ征伐して馬無く、將に何を以て克つや？」

帝は曰く、

「**廢**牧は代に在り、何の馬無きを患うや！今代は恆山之北、九州之外に在り、帝王之都に非ざる也。」

尚書の**於**（続は于）**果**は曰く、

「臣は代地を以て伊、洛之美に勝つと為すに非らざる也。但だ先帝より以來、久しく此れに居り、百姓は之に安んず。一旦南遷すれば、衆情は樂しまず。」

平陽公の**丕**は曰く、

「遷都は大事なり、當に之の卜筮を迅（続は訊）ねるべし。」

帝は曰く、

「昔周、邵は聖賢にして、乃ち能く宅を卜す。今其の人無く、之を卜するに何の益あるや！且つ卜は以て疑いを決す、疑わずんば何を卜するか！**黄帝**は卜して而して**龜焦**（兆候なし、龜を灼きて兆候なしを焦）る、天老は曰く『吉なり』、**黄帝**は之に従う。然らば則ち至人之未然を知るは、龜よりも**審**（つまびら）かなり矣。王者は四海を以て家と為し、或は南し或は北し、何の常に之れ有るや！**朕**之遠祖は、世々は北荒に居り、**平文皇帝**（拓跋鬱律）は始めて東木根山に都し、**昭成皇帝**（拓跋什牧健）は更めて盛樂を營み、**道武皇帝**は平城に遷る。**朕**は幸いに勝殘之運（論語子路篇に、孔子曰く、善人は邦を為むこと百年、亦以て殘に勝ち殺を去る可しと。殘に勝つとは、善人に化して惡を為さざるを謂う）に屬し、而（続による）るに何（続は無し）の獨り遷するを得ざると為（続による）す乎！」群臣は敢えて復た言わず。**龍**は、**壽**之孫なり。**果**は、**烈**之弟也。癸酉（28日）、魏主は朝堂に臨み、遷留を部分す。

●**夏**、**四月**、庚辰（6日）、魏は西郊に天を祭るを罷む。

■辛巳（7日）、武陵の昭王の**曄**は卒す。

■戊子（14日）、竟陵の文宣王の**子良**は憂を以て卒す。帝は常に**子良**の變を為すを憂え、其の卒を聞き、甚だ喜ぶ。

■[王融と子良の違いと評価] 臣光は曰く、孔子は稱す

「鄙夫は與に君に事える可からず、未だ之を得ざれば、之を得るを患える。既に之を得れば、之を失うを患う。苟くも之を失うを患えば、至らざる所無し。」（論語陽貨篇）

**王融**は危きに乗りて徼幸し、嗣君を易えんと謀る。**子良**は當時の賢王にして、素より忠慎を以て自ら居ると雖も、憂死を免れず。其の然る所以を跡ねるに、正に**融**は速（すみやか）に富貴を求めるに由り而して已む。輕躁之士は、烏んぞ近づく可きかな哉！

●己亥（25日）、魏は五月五日、七月七日の祖考を饗するを罷む。

●魏の録尚書事の廣陵王の**羽**は奏す、

「令文に、毎歳の終わり、州鎮、屬官の治狀を列し、再考に及び、則ち黜陟（ちゅうつちよく）を行う。去る（昨太和）十五年京官は盡く考を経て三等と為し、今已に三載なり。臣は輒ち外考（州官を考する方法を以て京官を考する）に准（続は準）じ、以て京官の治行を定めん。」

魏主は曰く、

「考績は事重し、應に**朕**が聽に關すべし、（8-196p）輕々しく發す可からず。且く秋に至るを俟たん。」

■**閏月**、丁卯（23日）、鎮軍將軍の**鸞**は本號に即きて、開府儀同三司たり。

■戊辰（24日）、新安王の**昭文**を以て揚州刺史と為す。

■**五月**、申戌（1日）朔、之日食有り。

■[魏の使節来訪] **六月**、己巳（26日）、魏は兼員外散騎常侍の**盧昶**、兼員外散騎侍郎の**王清石**を遣わ

して聘と為(続は來)す。**昶**、は**度世**(崔浩の禍を受け後に出る、魏の太武帝は寵任)之子也。**清石**は世々に江南に仕える。

●**魏主**は**清石**に謂って曰く、

「卿は南人を以て自ら嫌<sup>うたが</sup>う勿かれ。彼は知識(知人)有り、見んと欲せば則ち見、言わんと欲せば則ち言う。凡そ使人は和を以て貴しと為し、送<sup>たが</sup>いに相い矜<sup>きょうか</sup>誇(続は夸)し、辭色に見われ、將命(命を奉じて)之體を失う勿かれ也。」

●**【宋王の劉昶の彭城帰還は成功せず】**秋、七月、乙亥(3日)、魏は宋王の**劉昶**を以て使持節、都督吳、越、楚諸軍事、大將軍と為し、彭城に鎮せしむ。**魏主**は親ら之に餞す。**王肅**を以て**昶**の府の長史と為す。**昶**は鎮に至り、義故(宋の蒼梧王の初め、昶は彭城に鎮し、棄てて魏に奔る、故に義故とす)を撫接する能わず、卒に成功無し。

●壬午(10日)、魏の安定の靖王の**休**は卒す。卒してより殯に至るまで、**魏主**は其の第に三臨す；之を葬して尉元之禮の如く、之を送りて郊に出で、慟哭して而して返る。

●壬戌(50日?)、**魏主**は北を巡る。

### 【**鸞は鬱林王を殺して新安王を立つ**】

■**【帝は鸞とを疑う】**西昌侯の**鸞**は既に**徐龍駒**、**周奉叔**を誅し、而して尼媪(姑)は外より入る者は、頗る異語(西昌侯の鸞に異なる謀ありという)を伝える。中書令の**何胤**は、后之從叔なるを以て、帝の親する所と為り、殿省に直せ使めらる。帝は胤と與に**鸞**を誅せんを謀り、胤をして事を受け令む。胤は敢えて當らずに依違して諫説し、帝の意は復た止む。乃ち**鸞**を西州に出し、中敕して事を用い、復た**鸞**に關沓せざらんと謀る。

■**【帝の側近と鸞の駆け引き】**是の時、**蕭謚**、**蕭坦之**は兵權を握り、左僕射の**王晏**は尚書事を總す。**謚**は密かに諸王の典簽を召し、之に約語し、諸王が外に人物に接するを許さず。**謚**は親要たること日久しく、衆は皆な憚りて而して之に従う。**鸞**は其の謀を以て**王晏**に告げ、**晏**は之を聞き、響き應ず。又た丹陽尹の**徐孝嗣**に告げ、**孝嗣**も亦た之に従う。驃騎録事の南陽の**樂豫**は**孝嗣**に謂って曰く、

「外傳は籍籍として、**伊**、**周**之事有るに似る。君は**武帝**の殊常之恩を蒙<sup>こうむ</sup>り、托附之重(徐孝嗣は王儉の薦めで武帝に託せられて尚書事を以てす)きを荷ない、恐らくは此の擧に同じくする人を得ざらん。人は**褚公**(褚淵、笑うときは齒を啓く)を笑い、今に至るまで齒は冷<sup>ひややか</sup>かなり。」

**孝嗣**は心に之を然りとし、而れども従う能わず。

帝は**蕭坦之**に謂って曰く、

「人は言う、鎮軍(將軍、**蕭坦之**)は**王晏**、**蕭謚**と共に我を廢さんと欲す、虚傳に非ざるに似たり。卿が聞く所は雲何(続は云)んや？」

**坦之**は曰く、

「天下は寧ぞ當に此れ有りらん、誰か事無きに天子を廢するを楽しまん邪！朝貴は此の論を造す容からず、當に是れ諸尼姥(老いたる女)の言なる耳、(8-197p)豈に信ずる有(続は可)る邪！官は若し事無きに此の二人を除かば、誰か敢えて自ら保つや！」

直閣將軍の**曹道剛**は外間に異有るを疑い、密かに(鸞等を謀る)處分有れども、謀は未だ發する能わず。

■**【蕭坦之は蕭謚を説く】**時に始興の内史の**蕭季敬**、南陽太守の**蕭穎基**は皆な内に遷り、**謚**は二人の(兵力)至るを待ち、其の勢力を藉りて以て事を擧げんと欲す。**鸞**は事變じるを慮り、以て**坦之**に告げ、**坦之**

は馳せて謹に謂って曰く、

「天子を廢するは、古來大事なり。<sup>このころ</sup>比 聞くに曹道剛、朱隆之等は轉た已に猜疑すと、衛尉は明日若し事に就かずば、復た及ぶ所無し。弟は百歳の母有り、豈に能く坐して禍敗を聽かん、正に應に餘計を作すべき耳！」

謹は惶遽して之に従う。

■ 【鸞の①帝弑逆】 壬辰（20日）、鸞は蕭謹をして先ず宮に入れ使め、曹道剛及び中書舍人の朱隆之に遇い、皆な之を殺す。直後（宿衛の官）の徐僧亮は盛んに怒り、大言して衆に曰う、

「吾等は恩を荷なう、今日應に死して報いん！」

又た之を殺す。鸞は兵を引いて尚書より雲龍門に入り、戎服して朱衣を上に加え、入門に比おい、三たび履を失う（恐れて度を失う）。王晏、徐孝嗣、蕭坦之、陳顥達、王廣之、沈文季は皆な其の後に隨う。帝は壽昌殿（武帝の作る所、宴会ではここにいる）に在り。外に變有るを聞き、猶ほ密かに手ずから救を為りて蕭謹を呼び、又た内殿の諸房閣を閉じ使む。俄に而して謹は兵を引いて壽昌閣に入り、帝は走りて徐姬の房に趨き、劍を抜いて自ら刺す、入らず、帛を以て頸に纏い、輿は接して延徳殿を出る。謹は初め殿に入り、宿衛の將士は皆な弓楯を操りて拒ぎ戦わんと欲す。謹は之に謂って曰く、

「取る所は自ら人有り、卿等は須らく動くべからず！」

宿衛は素より謹に隸服し、皆な之を信じ、帝の出ざるを見るに及び、各々自ら奮わんと欲し、帝は竟に一言も無し。行きて西弄（延徳殿の西厦、屏）に至りて、之（鬱林王、年は二十二）を弑す。屍（続は尸）を輿して出でて徐龍駒の宅に殞し、王禮を以て葬す。徐姬及び諸嬖倖は皆な伏して誅す。鸞は既に帝を執り、太后の令を作らんと欲す。徐孝嗣は袖中より出だして而して之を進め、鸞は大いに悦ぶ。癸巳（19日）、太后の令を以て帝を追廢して鬱林王と為し、又た何后を廢して王妃と為し、新安王の昭文を迎えて立てる。

■ 吏部尚書の謝淪は方に客と圍棋し、左右は變有るを聞き、驚いて走りて淪に報じる。淪は子（棊子、碁石）を下す毎に、輒ち云う、

「其れ當に意有るべし、

局を竟わり、乃ち齋に還りて臥し、竟に外事を問わず。大匠卿（漢の將作大匠の官、宗廟の土木担当）の虞悰は竊かに歎じて曰く、

「王、徐は遂に褲（続は袴）を縛して天子を廢す、天下に豈に此の理有らん邪！」

悰は、嘯父（孝武帝に仕える）之孫也。朝臣は召され被て宮に入る。國子祭酒の江學は雲龍門に至り、藥發するに托して、車中に吐いて而して去る。西昌侯の鸞は中散大夫の孫謙を引いて腹心と為さんと欲し、衛尉を兼ね使めて甲仗百人を給す。謙は之と同じくするを欲せず、輒ち甲士を散らす。鸞は亦た之を罪とせざる也。

■ 【新安王は即皇帝位】 丁酉（25日）、新安王（諱は昭文、字は李尚、文惠太子の第二子）は皇帝に即位す、時に年十五。西昌侯の鸞を以て驃騎大將軍、錄尚書事、揚州刺史、(8-198p) 宣城郡公と為す。大赦し、延興と改元す。

## 【魏主の大真面目な政治】

● 辛丑（29日）、魏主は朔州（魏收の地形志には雲州に舊、朔州を置く。又朔州は元官の五原郡を魏が懷朔鎮と為す。孝昌中に始めて改めて朔州とす。雲中の盛樂。時に朔州を定襄の故城、今の和林格爾県に置き、盛樂・廣牧二郡を領す。現・内モンゴル自治区フフホト市ホリソグ州）に至る。

■八月，甲辰（2日），司空の**王敬則**を以て太尉と為す。鄱陽王の**鏘**を司徒と為し，車騎大將軍の**陳顯達**を司空と為し，尚書左僕射の**王晏**を尚書令と為す。

●魏主は陰山に至る。

■**〔遙光ら鸞の親黨を樹置〕**始安王の**遙光**を以て南郡太守と為し，官に之かず。**遙光**は，**鸞**之兄（鳳の子は遙光・遙欣）の子也。**鸞**は異志有り，**遙光**は之に賛成し，凡そ大誅の賞，謀に預からざる無し。戊申（6日），中書郎の**蕭遙欣**を以て兗州刺史と為す。**遙欣**，**遙光**之弟也。**鸞**は親黨を樹置せんと欲し，故に之を用いる。

●**〔魏主は六鎮を巡る〕**癸丑（11日），**魏主**は懷朔鎮（綏遠特別区域五原県、現・内モンゴル自治区バヤンノール市五原県）に如く。己未（17日），武川鎮（綏遠特別区域武川県、現・内モンゴル自治区フフホト市武川県）に如く。辛酉（19日），撫宜鎮（武川鎮・柔玄鎮の間のどこか）に如く。甲子（22日），柔玄鎮（正黄旗察哈爾牧地の東南、察哈爾興和県、現・内モンゴル自治区ウランチャブ市興和県）に如く。乙丑（23日），南に還る。辛未（29日），平城に至る。

●**〔魏の官位見直し、細かく厳しい〕**九月，壬申（1日）朔，魏は詔して曰く、

「三載にして績を考し，三考（九年）して黜陟（ちゆうつちよく）（功勞により官位を上下する）す。黜（落とす）する可き者は遅しと為すに足らず，進める可き者は大いに賒（しよ）（緩む、のびる、おごる）緩を成す。朕は今三載にして一考し，即ち黜陟を行い，愚滯をして賢者を防げる無く，才能をして下位に擁せざら令めんと欲す。各々當曹して其の優劣を考して三等と為し，其の上下二等は仍お分けて三と為さ令む。六品已下は，尚書は重ねて問う。五品已上は，朕は將に親ら公卿と其の善惡を論ぜん，上上の者は之を遷し，下下の者は之を黜し，中の者は其の本任を守らしめん。」

●**〔魏主は諸王に厳しい降格処分〕**魏主之北巡する也、任城王の**澄**を留めて舊臣を銓簡せしむ。公侯より已下，官有る者は萬を以て數え，**澄**は其の優劣能否を品さだめして三等と為す，人は怨む者は無し。壬午（11日），**魏主**は朝堂に臨み，百官を黜陟し，諸尚書に謂って曰く、

「尚書は，樞機之任にして，徒に虚務を總じ，文書を行いて而して已むに非らず。朕之得失は，盡く此に在り。卿等は官に居り，年は再期に垂々とするに，未だ嘗て可を獻じて否を替え，一賢を進めて一不肖を退けず，此れは最も罪之大なる者なり。」

又た録尚書事の廣陵王の**羽**に謂って曰く、

「汝は朕の弟（な）為り，機衡（秤）之右（最右翼）に居り，勤恪（まじめに勤める）之聲無く，阿黨之跡有り。今汝を録尚書、廷尉（しりぞ）に黜けて，但だ特進太子の太保と為さん。」

又た尚書令の**陸睿**に謂（続による、譏×）って曰く、

「**叔翻**（廣陵王羽の字 470年 - 501年 孝文帝の異母弟で、節閔帝の父、聡明）は省に到る之初め，甚だ善稱有り。比來偏頗懈怠し，卿が相い導くに義を以てする能わざるに由る。大責無しと雖も，宜しく小罰有るべし，今卿の祿を一期奪わん。」

又た左僕射の**拓跋贊**に謂って曰く、

「**叔翻**は黜を受け，卿は應に大辟なるべし。但だ咎一人に歸するを以て，復た重責せず。今卿の少師を解き，祿の一期を削す。」

又た左丞の**公孫良**、右丞の**乞伏義受**に謂って曰く、**(8-199p)**

「卿が罪（続による追加）も亦た應に大辟になるべし。白衣を以て本官を守る可く，冠服祿恤（魏の官は本祿の外に別に祿恤あり）は盡く削奪に従わん。若し三年成る有れば，還た本任に復す。成る無ければ，永く南畝に歸さん。」

又た尚書の任城王の澄に謂って曰く、

「叔（澄は魏主の叔父）は神志は驕傲，少保を解く可し。」

又た長兼尚書の於（統は于）果に謂って曰く、

「卿は職事に勤めず，數々疾を以て辭す。長兼を解いて，祿の一期を削る可し。」

其の餘の守尚書の尉羽、盧淵等はり，並（統は竝）びて不職（職に勤勉ならず）を以て，或いは解任し，或いは官を黜け，或いは祿を奪い，皆な面のあたりに其の過を數めて而して之を行ふ。淵は，昶之兄也。

●【魏主が北の風俗を嫌う理由】帝は又た陸睿に謂って曰く、

「北人は毎に言う『北俗は質魯（質朴魯鈍）なり，何に由りてか書を知るや！』朕は之を聞き，深く用つて憚然たり！今書を知る者は甚た衆にして，豈に皆な聖人なるや！顧るに學ぶと學ばざる耳。朕は百官を修め，禮樂を興し，其の志は固に風を移して俗を易えんと欲す。朕は天子と為り，何んぞ必ずしも中原に居るや！正に卿等の子孫は漸く美俗に染み，見聞は廣博ならんと欲す。若し永く恆北に居り，復た文を好まざる之主に値えば，牆（統は墻）に面する（書に曰く、學ばざれば墻に面すと。猶ほ正しく墻に面して立睹見する所無きが如きをいう）を免れざる耳。」

對えて曰くね

「誠に聖言の如し。金日磾（前134年-前86年、前漢政治家。字は翁叔。匈奴の休屠王の太子）は入りて漢朝に仕えざれば，何の能く七世まで名を知られんや！」

帝は甚だ悦ぶ。

## 【鸞は王族大虐殺】

■【鸞は鄱陽王の鏘を誅殺す】（○番号は一連に誅殺された王族の数）鬱林王之廢せらるる也，鄱陽王の鏘は初め謀（はかりごと）を知らず。宣城公の鸞の權勢が益々重きに及び，中外は皆な其の不臣之志を蓄えるを知り。鏘は鸞に詣る毎に，鸞は常に屣履（小走り）して車後に至りて之を迎える。家國に及びて語り，言涙は俱に發し，鏘は此くを以て之を信じる。宮台（宮省）之内は皆な意を鏘に屬し，鏘に勸めて宮に入りて兵を發して政を輔けしめんとする。制局監（武官に制局監・外監あり、器仗兵役を領す）の謝朏は鏘及び隨王の子隆を説いて曰く、

「二王は但だ油壁車（青い油衣を車壁に加えた車）に乗りて宮に入り，天子を出だして朝堂に置き，夾輔（左右から助ける）して號令す。朏等は城門を閉じ、仗を上げ，誰か敢えて同じせざらん！東城（東城府）の人は正に共に蕭令（聖祖は遺詔を以て鸞を侍中尚書令となす。この時は既に録尚書事に進んだが、敢えて舊官を稱す）を縛送せん耳。」

子隆は計（はかりごと）を定めんと欲す。鏘は上台の兵力は既に悉く東府（鸞は海陵王が即位して東府に鎮して上臺の兵力を全て自ら接收している）に度（わた）（過ぎる、度を越す）るを以て，且つ事の捷たざるを慮り，意は甚だ猶豫する。馬隊主の劉巨は，世祖の時の舊人なり，鏘に詣りて，間を請い，叩頭して鏘に事を立てんと勧める。鏘は駕を命じて將に入らんとし，復た内に還り，母の陸太妃と別れ，日暮れて行を成さず。典簽は其の謀（はかりごと）を知り，之を告げる。癸酉（2日），鸞は兵二千人を遣わして鏘の第（かこ）を圍ましめ，②鏘を殺し，遂に③子隆及び謝朏等を殺す。時に於いて世祖（統による、太祖×）の諸子に，子隆は最も壯大にして，（8-200p）才能有り，故に鸞は尤も之を忌む。

■【晉安王の子懋の誅殺】江州刺史の晉安王の子懋は鄱陽、隨王の死を聞き，兵を起こさんと欲し，防閑（諸王の親衛隊）の吳郡の陸超之に謂って曰く、

「事成らば則ち宗廟は安を獲る，成らずとも猶ほ義鬼と為らん。」

防閩の丹陽の董僧慧は曰く、

「此の州は小なりと雖も、宋の孝武は嘗て之を用いる。(孝武帝は嘗て江州より兵を起し元凶を討伐) 若し舉兵して闕に向かい以て鬱林之罪を請わば、誰か能く之を御(続は禦) がん！」

子懋の母の阮氏は建康に在り、密かに書を遣わして之を迎え、阮氏は其の同母兄の瑤之に報じて計を為さしむ。瑤之は馳せて宣城公の鸞に告げる。乙亥(4日)、鸞に黄鉞を假し、内外は纂嚴し、中護軍の王玄邈を遣わして子懋を討たしめ、又た軍主の裴叔業と於(続は于) 瑤之を遣わして先ず尋陽を襲わしめ、聲して雲(続は云) う

「郢府の司馬と為らん。」

子懋は之を知り、三百人を遣わして湓城を守らしむ。叔業は流れを溯りて直ちに上り、夜に至り、回りて湓城を襲う。城局參軍(諸州の刺史の官で修浚備禦を掌る)の樂賁は開門して納入(続は之)す。子懋は之を聞き、府州の兵力を帥いて城に據りて自ら守る。子懋の部曲は多く雍州(前任地)人なり、皆な勇躍して奮わんことを願う。叔業は之を畏れ、於瑤之を遣わして子懋を説いて曰わしむ、

「今都に還れば必ず過憂無く、正に當に散官と作るべし、富貴を失わざる也。」

子懋は既に兵を出して叔業を攻めず、衆の情は稍々沮む。中兵參軍の於琳之は、瑤之の兄也、子懋を説いて、

「重く叔業に賂いせば、以て禍いを免る可し。」

子懋は琳之を使わして往かしめ、琳之は因りて叔業を説いて、

「子懋を取らん。」

叔業は軍主の徐玄慶遣わして四百人を將いて琳之に隨いて州城に入らしむ、僚佐は皆な奔散す。琳之は二百人を従え、白刃を抜いて齋に入り、④子懋は罵りて曰く、

「小人！何ぞ忍びて此を行うや！」

琳之は袖を以て面を障り、人をして之を殺さしむ。王玄邈は董僧慧を執り、將に之を殺さんとし、僧慧は曰く、

「晉安は義兵を擧げ、僕は實に其の謀に預る。主人の為に死するを得れば、恨まず矣！願はくは大斂の畢わるに至り、退きて鼎鑊(三本足の鼎)に就かん。」

玄邈は之を義とし、具して以て鸞に白す。死を免じて東冶に配(配流)す。子懋の子の昭基は、九歳、方二寸の絹を以て書を為り、其の消息を參え、並(続は并)せて錢五百を遣る、金を行いて達するを得たり、僧慧は之を視て曰く、

「郎君の書也！」

悲慟して而して卒す。於琳之は陸超之に逃亡を勧め、超之は曰く、

「人は皆な死有り、此れ懼れるに足らず！吾が若し逃亡すれば、唯だ晉安之眷に孤くのみならず、亦た恐らくは田横(秦末齊王一族)の客は人を笑わん！」

玄邈等は囚えて以て都に還らんと欲し、超之は端坐して命を俟つ。超之の門生は謂うに、

「超之を殺せば賞を得るに当たる」

と、密かに後より之を斬り、頭墜ち而して身は僵れず。玄邈は厚く殯斂を加える。門生も亦た棺を擧ぐを助け、棺は墜ち、其の首を壓し、頸を折りて而して死す。

■ [鸞の諸王虐殺指令] 鸞は平西將軍の王廣之を遣わして南兗州刺史の安陸王の子敬を襲わしむ。廣之は

歐陽（江蘇省淮揚道儀徵県、現・揚州市儀徵市）に至り、部將の濟陰の陳伯之を遣わして先驅せしむ。(8-201p)伯之は城を開くに因りて獨り入り、⑤子敬を斬る。

■ 臨海王の昭秀は長史の何昌寓に救われる 鸞は又た徐玄慶を遣わして西上して諸王を害せしむ。臨海王の昭秀は荊州刺史と為り、西中郎の長史の何昌寓は州事を行う。玄慶は江陵に至り、便宜を以て事に従わんと欲す。昌寓（此において周昌の節あり、漢劉邦の直言居士）は曰く、

「僕は朝廷の意寄（意向寄託）を受けて、外藩を翼輔（翼賛輔佐）する。殿下は未だ愆失（誤り）有らず、君は一介之使いを以て來たり、何の即ち以て相い付ける容けん邪！若し朝廷が殿下を必ず須てば、當に自ら啟聞し、更に後旨を聽くべし。」

昭秀は是に由りて建康に還るを得る。昌寓は、尚之之弟子也。

■ 鸞は吳興太守の孔琇之を以て郢州の事を行わしめ、之をして晉熙王の鈇を殺さしめんと欲す。琇之は辭して許さず、遂に食わずして而して死す。琇之は、靖（113 卷晉安帝元興二年に見える）之孫也。裴叔業は尋陽より仍ち進みて湘州に向かい、湘州刺史の南平王の銳を殺さんと欲し、防閣の周伯玉は大言して衆に曰く、

「此れは天子の意に非ず。今叔業を斬り、兵を挙げて社稷を匡（正）せば、誰か敢えて従わずや！」

銳の典簽は左右を叱して之を斬らしむ。乙酉（14日）、⑥銳を殺す。又た郢州刺史の晉熙王の⑦鈇、南豫州刺史の宜都王の⑧鏗を殺す。

■ 丁亥（16日）、廬陵王の子卿を以て(-無し)て司徒と為し、杜陽王の鑠を中軍將軍、開府儀同三司と為す。

■ 冬、十月、丁酉（56日?）、嚴を解く。

■ 宣城公の鸞は王となる 宣城公の鸞を以て太傅、領大將軍、揚州牧、都督中外諸軍事と為し、殊に禮を加え、進爵して王と為す。

■ 謝朓兄弟は人事から逃げ出す 宣城王は大統を繼がんと謀り、多く朝廷の名士を引き與に籌策に參ぜしむ。侍中の謝朓は心は願わず、乃ち出でて吳興太守と為らんと求める。郡に至り、酒數斛を致して其の弟の吏部尚書の淪に遺り、書を為して曰く、

「力めて此れを飲む可し、人事に豫かる勿かれ！」

■ 臣光は曰く、臣は聞く

「人之衣を衣る者は人之憂いを懷き、人之食を食う者は人之事に死すなり。」（史記、淮陰侯が荊徹に答える）

二謝兄弟は、貴近に比肩（肩を並べる）して、安きときは榮祿を享け、危きときは預り知らず。臣と為りて此くの如しは、忠と謂う可きか乎！

■ 宣城王は國政を専らにすると雖も、人情は猶ほ未だ服せず。王は胛上に（肩甲骨）赤志（統は赤誌、赤い痣）有り、驃騎咨議參軍の考城の江祐は王に勧めて出して以て人に示さしむ。王は以て晉壽太守の王洪範に示し、曰く、

「人言う此くは是れ日月の相、卿は幸いに洩（統は泄）らす勿かれ！」

洪範（禁衛の旧臣）は曰く、

「公の日月は軀に在り、如何して隱す可く、當に轉た之を言うべし！」

王の母は、祐之姑也。

■ さらに諸王の誅殺続く 戊戌（57日?）、桂陽王の⑨鑠、衡陽王の⑩鈞、江夏王の⑪鋒、建安王の⑫

子真、巴陵王の⑬子倫を殺す。

■ **[鑠は害を予想]** 鑠と鄱陽王の鏘は名を齊しくす。鏘は文章を好み、鑠は名理を好み、時に人は稱して鄱、桂と為す。鏘死して、鑠は自ら安ぜず、東府に至り宣城王に見みえ、還り、左右に謂って曰く、

「向に録公（鸞は太傅として尚書事を行うが故に録公）に接せ見れること殷勤に、(8-202p)流連（流刑連座）は已む能わず、而して面に慚色有り、此くは必ず我を殺さんと欲す。」

是の夕、害に遇う。

■ **[鋒は抵抗するも死す]** 宣城王は諸王を殺す毎に、常に夜兵を遣わして其の第を圍み、關を斬り垣を逾えて、呼噪して而して入らしめ、家貲は皆な之を封籍す。江夏王の鋒は、才行有り、宣城王は嘗て之と言う、

「遙光は才力は委ねる可し。」

鋒は曰く、

「遙光之殿下に於けるや、猶ほ殿下之高皇に於けるがごとし。宗廟を衛り、社稷を安んじ、實に寄る攸有り。」

宣城王は色を失う。諸王を殺すに及び、鋒は宣城王に書を遣わして、之を誚責す。宣城王は深く之を懼り、敢えて第に於いて鋒を収めず、祠官（祭事を行わす）を太廟に兼ね使め、夜、兵を廟中に遣わして之を収める。鋒は出でて、車に登り、兵人は車に上がらんと欲し、鋒は力有り、手ずから數人を撃つて皆な地に仆し、然る後に死す。

■ **[子真是命乞い]** 宣城王は典簽の柯令孫を遣わして建安王の子真を殺さしめ、子真是走りて床（続は牀）下に入り、令孫は手ずから牽いて之を出す。頭を叩いて奴と為るを乞い、許さずして而して死す。

■ **[子倫は自ら毒を仰ぐ]** 又た中書舍人の茹法亮を遣わして巴陵王の子倫を殺さしむ。子倫は性は英果、時に南蘭陵太守と為り、琅邪（南琅邪郡を置き、白下に治す、江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）に鎮し、城は守兵有り。宣城王は肯えて死に就かざらんこと恐れ、以て典簽の華伯茂に問う。伯茂は曰く、

「公が若し兵を以て之を取れば、恐らくは即ち辨ず可からず。若し伯茂に委ねれば、一夫の力ある耳。」乃ち手ずから自ら鳩（毒鳥）を執りて之に逼る。子倫は衣冠を正して、出でて詔を受け、法亮に謂って曰く、

「先朝は昔劉氏を滅ぼせり（135 卷高祖建元元年に見える）、今日之事は、理數は固より然り。君は是れ身の家の舊人なるに、今此の使いを銜むは、當に事已むを獲ざるに由るべし。此の酒は勸酬之爵に非ず。」

因りて之を仰いで而して死す、時に年十六。法亮及び左右は皆な流涕す。

■ **[典簽の弊害]** 初め、諸王は出でて鎮するや、皆な典簽、主帥を置き、一方之事は悉く以て之に委ねる。時に入りて事を奏すること、一歳に數返す、時主は輒ち之と間語し、州事を以て訪ね、刺史の美惡は専ら其の口に系る。刺史より以下は節を折て之を奉ぜざるは莫く、恆に及ば弗らんことを慮る。是に於いて威は州部に行われ、大いに奸利を為す。武陵王の曄は江州と為り、性は烈直にして、干す可からず。典簽の趙渥之は人に謂って曰く、

「今都を出でて刺史を易えん！」

世祖を見るに及び、盛んに之を毀る。曄は遂に免ぜられて還る。

■ 南海王の子罕は琅邪に戍し、暫く東堂に遊ばんと欲し、典簽の姜秀は許さず。子罕は還り、泣いて母に謂って曰く、

「兒は五歩を移さんと欲して亦た得ず、囚と何が異なるや！」

邵陵王の子貞は嘗て熊白（熊の白い脂）を求め、廚人は

「典簽は在らず」

と答えて、敢えて與えず。

■ **【簽帥有りて刺史有らず】** 永明中、巴東王の子響は劉寅等（138 卷永明八年）を殺し、世祖は之を聞き、群臣に謂って曰く、

「子響は遂に反く！」

戴僧靜は大言して曰く、

「諸王は都て自ら應に反すべし、豈に唯だ巴東のみをや！」（8-202p）

上は其の故を問い、對えて曰く、

「大主（続による、一本に天主、-天生×）は罪無し、而して一時に囚を被り、一挺の藕（蓮根）、一杯の漿を取るも、皆な簽帥（典簽）に咨る。簽帥は在らざれば、則ち竟日渴を忍ぶ。諸州は唯だ簽帥の有るを聞き、刺史の有るを聞かず。何ぞ反せざるを得んや！」

■ **【宣城王は典簽の権力を制限する】** 竟陵王の子良は嘗て衆に問いて曰く、

「士大夫は何の意か簽帥に詣るか？」

參軍の范雲は曰く、

「長史以下に詣るは皆な益無し、簽帥に詣れば立ちどころに本の倍之價有り。詣らずして何を謂うや！」

子良は愧ずる色有り。宣城王が諸王を誅するに及び、皆な典簽をして之を殺さ令め、竟に一人として抗拒する能う者無し。孔珪は之を聞き、流涕して曰く、

「齊之衡陽、江夏は最も（帝王を補佐する）意有り、而るに復た之を害す。若し簽帥を立たずんば、故に當に此くに至らず。」

宣城王も亦た深く典簽之弊を知り、乃ち詔す、

「今より諸州に急事あれば、當に密に以て奏聞すべし、復た典簽を遣わして都に入らしむる勿かれ。」是れより典簽之任は浸く輕し矣。

■ 蕭子顯は論じて曰く、

「帝王之子は、富み厚く生長して、朝（続による、期×）に閨闈（閨房）を出でて、暮には方岳を司る、驕を防いで逸を翦るは、積代の常典なり。故に輔けるに上佐を以てし、簡ぶに帝の心よりす。勞舊（功勞故舊）の左右は、用って主帥と為し、飲食游居は、動ち應に啟を聞くべし。處地は重しと雖も、己を行うに由莫きなり。威は身に在らず、恩は未だ下に及ばず、一朝艱難が總べて至れば、其の位を釋き（帝室の）危きを扶けんを望むとも、何ぞ得可きか矣！斯れ（典簽を置く事）宋氏之餘風にして、齊室に至り而して尤も弊也。」

## 【宣城王は皇帝即位】

■ **【宣城王は親党を各方面に配置】** 癸卯（2日）、寧朔將軍の蕭遙欣を以て豫州刺史と為し、黃門郎の蕭遙昌を郢州刺史と為し、輔國將軍の蕭誕を司州刺史と為す。遙昌は、遙欣之弟、誕は、誕之兄也。

● 甲辰（3日）、魏は太尉の東陽王の丕を以て太傅、錄尚書事と為し、平城に留守せしむ。

● 戊申（7日）、魏主は親ら太廟に告げ、高陽王の雍を使わして、於列（続は于烈）をして神主を洛陽にて奉遷せしむ。辛亥（12日）、平城を發す。

■ **[高宗は皇帝即位]** 海陵王は位に在り、起居飲食は、皆な宣城王に咨り而して後に行う。嘗て蒸し魚菜を食せんと思ひ、太官令は答えて命を録公の命無しとし、竟に與えず。辛亥（12日）、皇太后は令して曰く、

「嗣主は冲幼にして、庶政は多く昧し。且つ早く尪（弱い）疾に嬰り、負荷する克わ弗。太傅の宣城王は、體を宣皇に胤し（蕭承之は宣皇帝と追諡す。太祖の父にて鸞の祖なり。太祖は素より鸞を愛す）、慈を太祖に鐘め、宜しく入りて寶命を承くべし。帝は降して海陵王に封じる可く、吾は當に別館に歸老するべし。」

且つ宣城王を以て太祖の第三子と為す。癸亥（22日）、高宗は皇帝に即位し、大赦し、改元す。太尉の王敬則を以て大司馬と為し、司空の陳顯達を太尉と為し、(8-204p)尚書令の王晏に驃騎大將軍を加え、左僕射の徐孝嗣に中軍大將軍を加え、中領軍の蕭詵を領軍將軍と為す。

■ **[虞悰の剛直]** 度支尚書の虞悰は疾と稱して位に陪せず。帝は悰が舊人なる以て、引いて佐命を參ぜしめんと欲し、王晏を使わして廢立の事を繼（續は齎）いで悰に示す。悰は曰く、

「主上は聖明にして、公卿は力を戮わす、寧ぞ朽老を假り以て惟新（詩經大雅に、其の命維れ新たなり）を贊けん乎！敢えて命を聞かず！」

因りて慟哭す。朝議は之を糾さんと欲し、徐孝嗣は曰く、

「此くは亦た古之遺直なり。」

乃ち止む。

■ **[謝淪の抵抗]** 帝は群臣と宴會し、功臣に詔して酒を上らしむ。王晏等は席を興ち、謝淪は獨り起たず、曰く、

「陛下は命を受け、天に應じて人に順う。王晏は妄りに天功を叨り以て己の力と為す！」

帝は大いに笑い、之を解く。座罷み、晏は淪を呼びて共に載せて令省（尚書令の舍）に還り、相い撫でて悦ばんと欲す（續は欠如）。淪は正色して曰く、

「君の巢窟は何處に在るや！」

晏は甚だ之を憚る。

■ 丁卯（26日）、詔す、

「籓牧守宰は、或いは薦獻有り、事は土に任ずるに非ざる（其の地の産物に非らざる）は、悉く禁斷を加える。」

● **[魏の縁邊之蠻]** 己巳（28日）、魏主は信都に如く。庚午（29日）、曰く、

「比聞く縁邊之蠻は、多く南土を竊掠す、父子をして乖離し、室家をして分絶せ使む。朕（續による、聯×）は方に區宇を蕩壹（統一）し、萬姓を子育し、若し苟くも此くの如くならば、南人は豈に朝徳を知らん哉（江南の人は魏朝の徳を知らず）！詔して荆、郢、東荆三州、蠻民を禁勒し、侵暴する有る勿からしむ可し。」

■ 十一月、癸酉（3日）、始安王の遙光を以て揚州刺史と為す。

● 丁丑（7日）、魏主は鄴に如く。

■ **[高宗は諸王を立てる]** 庚辰（10日）、皇子の寶義を立てて晉安王と為し、寶玄を江夏王と為し、寶源を廬陵王と為し、寶寅を建安王と為し、寶融を隨郡王と為し、寶攸を南平王と為す。

■ 甲申（14日）、詔して曰く

「邑宰の祿（つまり江左の政治では、県邑は郡州に由らずして、亦朝廷に入貢する）は薄く、任土の恆貢（其の地の産物で常に貢ぎ物とする）と雖も、今より悉く斷たん。」

■ 乙酉（15日）、始安の貞王を追尊して景皇と為し、妃を懿后と為す。

■ 丙戌（16日）、聞喜公の遙欣を以て荊州刺史と為し、豐城公の遙昌を豫州刺史と為す。時に上の長子

の晋安王の**寶義**は廢疾有り、諸子は皆な弱小にして、故に**遙光**を以て中（揚州刺史）に居らしめ、**遙欣**をして上流を鎮撫せしむ。

■戊子（18日）、皇子の**寶卷**を立てて太子と為す。

●**魏主**は洛陽に至り、流品を澄清せんと欲し、尚書の**崔亮**を以て吏部郎を兼ねしむ。**亮**は、**道固**（宋の太始の初めに魏に降る）之兄の孫也。（8-205p）

●**魏の北の牧地** **魏主**は後軍將軍の**宇文福**に敕して牧地を行らしむ。**福**は石濟以西、河内以東、河を距ること凡そ十里に表す（札を立てて牧地とする）。**魏主**は代より雜畜を徙して其の地に置き、**福**をして之を掌さしむ。畜は耗失無し、以て司馬監と為す。

●初め、**世祖**は統萬（宋文帝元嘉四年）及び秦（元嘉八年）、涼（元嘉十六年）を平らげ、河西は水草豊美なるを以て、用いて牧地と為し、畜は甚だ蕃息し、馬は二百餘萬匹に至り、橐駝は之に半し、牛羊は無數なり。**高祖**に及び牧場を河陽（宇文福の管理する所の牧地）に置くに、常に戎馬十萬匹を畜え、毎歲河西より徙して并州に牧し、稍く復た南に徙し、其の漸く水土に習い、死傷するに至らざらんと欲す、而して河西之牧は愈々更に蕃滋す。正光（梁の武帝普通元年、魏は正光と改元す）以後に及び、皆な寇盜の掠する所と為り、**子遺**（余る残る）無き矣。

■**七十歳定年制** 永明中、御史中丞の**沈淵**は、百官の年七十なるを表して、皆な致仕せしめ、並（續は竝）びに私門に窮困す。庚子（30日）、詔して舊に依り銓敘（官吏任用資格）す。上は政を輔くるとき、誅す所の諸王を、皆な屬籍を復し、其の子を封じて侯と為す。

■**海陵恭王の誅殺** 上は④**海陵恭王**の疾有ると詐稱し、數々御師（醫師）を遣わして瞻視せしめ、因りて而して之を殞す、葬禮は並（續は竝）びに漢の**東海恭王**の故事に依る。

●魏の郢州刺史の**韋珍**（先に樂陵の鎮將、東荊州の刺史桓誕と共に洮陽に鎮す、次に郢州となる）は、州に在りて聲績有り、**魏主**は駿馬、穀帛を以て賜る。**珍**は境内の孤貧なる者を集め、悉く之を散じ與え、之に謂って曰く、「天子は我能く卿等を綏撫するを以て、故に穀帛を以て賜る、吾は何ぞ敢えて獨り之を有たん！」

## 【北魏の南進始まる】

●**魏は齊の難を以て南進す** **魏主**は上が**海陵王**を廢して自ら立つを以て、大舉して入寇せんと謀る。會々邊將に言わく、

「雍州刺史の下邳の**曹虎**は遣使して魏に降を請う」

と、十二月、辛丑（1日）朔、魏は行征南將軍の**薛真度**を遣わして四將を督して襄陽に向かわしめ、大將軍の**劉昶**、平南將軍の**王肅**をして義陽に向かわしめ、徐州刺史の**拓跋珽**をして鐘離に向かわしめ、平南將軍の廣平の**劉藻**をして南鄭に向かわしむ。**真度**は、**安都**の從祖弟也。尚書の**盧淵**を以て安南將軍と為し、襄陽の前鋒諸軍を督さしむ。**淵**は軍旅を習わず以て辭すも、許さず。**淵**は曰く、

「但だ**曹虎**が**周勳**（71卷魏の明帝太和二年）と為るを恐れる耳。」

●**魏主**は舊風を變易せんと欲し、壬寅（2日）、詔して士民の胡服を禁ず。國人は多く悦ばず。

■**散騎常侍の劉芳は論される** 通直散騎常侍の**劉芳**は、**纘**（齊臣として屢々魏に遣はす）之族弟也、給事黃門侍郎の太原の**郭祚**と、皆な文學を以て帝の親しく禮する所と為り、多く引いて與に講論し及び政事を密

議す。大臣貴戚は皆な己を疏んずと以て為し、(8-206p) 怏怏として不平之色有り。帝は給事黃門侍郎の陸覲をして私に之を諭して曰く、

「至尊は但だ古事を廣く知り、前世の法式を詢訪せんと欲する耳、終に彼に親しみて而して相い疏んぜざる也。」

衆意は乃ち稍解く。覲は、馱 (133 卷宋明帝泰始七年) 之子也。

● **〔魏主親征の議論〕** 魏主は自ら將に入寇せんと欲す。癸卯 (3日)、中外は戒嚴す。戊申 (8日)、詔して代の民の洛に遷る者は租賦を復すること三年。相州刺史の高閭 (-502年、北魏の官僚、本貫は漁陽郡雍奴県) は上表して稱す、

「洛陽は草創にして、曹虎 (-499年、本貫は下邳の軍人) は既に質任 (人質) を遣わさず、必ず誠心に非 (続は無) らず、宜しく輕擧すべき無し。」

魏主は從わず。

● 之れ久しく、虎の使いは竟に再來せず、魏主は公卿を引いて行留之計を議 (続は問) し、公卿は或いは以て、

「宜しく止めん」と為し、或いは以て、

「宜しく行かん」と為す。帝は曰く、

「衆人は紛紜し、從う所を知る莫し。必ず行留之勢いを (議論) 盡くさんと欲せば、宜しく客主、共に相い起ちて發する有るべし。任城、鎮南は留議を為し、朕は行論を為し、諸公は坐して得失 (続による、矣×) を聽き、長ぜる者は之に従うべし。」

衆は皆な曰く、「諾。」鎮南將軍の李冲は曰く、

「臣等は正に以うに遷都の草創にして、人々は少しく安からんことを思う。内應を為す者は未だ審諦するを得ず、宜しく輕動すべからず。」

帝は曰く：

「彼の降款 (降伏文書) の虚實は、誠に未だ知る可からず。若し其の虚なる也、朕は淮甸を巡撫し、民の疾苦を訪ね、彼をして君德之在る所を知り、北に向かう之心を有ら使めん。若し其の實なる也、今は時を以て應接せざらんには、則ち時に乗じる之機を失い、義に歸する之誠に孤き、朕が大略を敗らん矣。」

任城王の澄 (続、洽×、元澄 467-519) は曰く、

「虎は質任無く、又た使いは再來せず、其の詐りを知る可き也。今代都の新たに遷れる之民は、皆な本を戀いる之心有り。老を扶け幼を攜え、始めて洛邑に就き、居るに一椽 (垂木) 之室無く、食らうに甌石 (僅かな食糧の蓄え) 之儲え無し。又た冬月は盡きるに垂々とし、東作 (春の農事) は將に起こらんとす、乃ち『百堵は皆な興こり (新遷の人は當に室を作るべき)』、『俶て南畝に載せる (春に農作業を始める)』之時なり、而るに之を驅りて甲を擐 (身に着ける) して兵を執ら使めるは、泣いて白刃に当たり、殆んど歌舞之師 (武王が紂を伐つ時には、前なるは歌い後なるは舞う) に非ざる也。且つ諸軍は已に進めば、應接無きに非ず。若し降款の實有るならば、既に樊、沔を平らげるを待ちて、然る後に鑾輿 (皇帝の輿の列) 順に動くとも、亦た何 (続、可×) の晚きか之有らん！今率然として輕擧すれば、上下は疲勞す。若し空しく行きて空しく返れば、恐らくは天威を挫損し、更に賊氣を成さん、策之得たる者に非ざる也。」

司空の穆亮は以て為す、

「宜しく行くべし」

と、公卿は皆な之に同ず。澄は亮に謂って曰く、

「公の輩は外に在る之時、旗を張り甲を授けるを見れば、皆な憂色有り、平居論議するに、南征を願わず、何ぞ上に對して即ち此の語を為すを得るや！面背は同じからず、事は欺佞に渉り、豈に大臣之義、國土之體ならん乎！萬に一傾も危うければ、皆な公の輩の為す所也。」(8-207p)

沖は曰く、

「任城王は社稷に忠と謂う可きや。」

帝は曰く、

「任城は朕に従う者を以て佞と為す、朕に従わざる者は豈に必らず皆な忠なるや！夫れ小忠の者は、大忠之賊なり、乃ち諸に似る無からんか！」

澄は曰く、

「臣は愚闇にして、小忠に涉ると雖も、要は是れ誠を竭して國を謀る。大忠なる者は竟に何の據る所なるか知らず！」

帝は従わず。

● **〔魏軍は出発する〕** 辛亥（11日）、洛陽を發し、北海王の詳を以て尚書僕射と為し、留台の事を統べしむ。李沖をして僕射を兼ね、同じく洛陽を守らしむ。給事黃門侍郎の崔休を左丞と為し、趙郡王の幹をして中外諸軍事を都督せしめ、始平王の綽をしての宗子軍を將いて左右に宿衛せしむ。休は、暹（魏道武帝が中山を伐ち、崔暹はこれに降る）之玄孫也。戊辰（27日）、魏主は懸瓠に至る。己巳（28日）、詔して壽陽、鐘離、馬頭之師の獲（涼）る所の男女を皆な放ちて南に還す。曹虎は果たして降らず。

● 魏主は盧淵に命じて南陽を攻めしむ。淵は軍中糧の乏しきを以て、先ず赭陽（北襄城郡の治所。漢晉の堵陽県、河南省汝陽道方城県の東、現・南陽市方城縣）を攻めて以て葉倉（河南省汝陽道葉県、現・平頂山市葉県）を取らんと請い、魏主は之を許す。乃ち征南大將軍の城陽の王鸞、安南將軍の李左、荊州刺史の韋珍と共に赭陽を攻める。鸞は、長壽（城陽王、132卷宋蒼梧王元徽三年に見える）之子。佐は、寶（宋文帝元嘉21年に魏に入朝）之子也。北襄城太守の成公期は城を閉じて拒み守る。薛真度は沙場（沙を集めと水を塞ぐという地名）に於いて軍し、南陽太守の房伯玉、新野太守の劉思は忌みて之を拒む。（晉武帝太康年間に南陽を分けて義陽郡を置く、惠帝は義陽を分けて新野郡を置く）

● 是より先、魏主は中書監の高閭を遣わして古樂を治めしむ。會々閭は出でて相州刺史と為り、是の歳、表して著作郎の韓顯宗、太樂祭酒の公孫崇を薦して鐘律を參知せしめ、帝は之に従う。

令和2年2月3日	翻訳開始	11027文字
令和2年2月8日	翻訳終了	19037文字
令和2年10月9日	完訳終了	23094文字
令和3年10月29日	書下し終了	23738文字